

この出来事に驚きながら家に帰った。

ルカによる福音書23：56a～24：12節

飯能教会牧師 吉永 直子



復活のいのちに生かされ、春の日々をお進みのことと存じます。この春、皆さんの身のまわりに復活のいのちの恵みを感じさせる出来事はあったでしょうか。

飯能教会では、主日礼拝の説教題を掲げる大看板が数年ぶりに復活しました。きっかけは教会での葬儀礼拝でした。

「なるべく普段の礼拝の雰囲気で行いたい」というご遺族の希望で、葬儀社と相談の上、私が懐かしい大看板を書くことになりました。書道のお稽古では、おもに中国の古い墓誌の拓本をお手本にします。ですから、「死」に関係した漢字をよく書きますが、繰り返し書くうちに、字の意味を深く考えることはなくなっていました。しかし、葬儀礼拝のために「葬」と書いたとき、この漢字の意味と成り立ちとに向き合わされました。「葬」は葬儀以外にも「何かの存在を世間から隠す・消す」というときに使われます。そのかたちは、くさかんむり・死・草を意味する下(あし)から成り、土の中に埋められた亡骸を表しています。この漢字を用いる文化圏にあっても、教会共同体は、死に勝ち、墓を開いた主イエス・キリストによって集められています。私たちの葬儀は、復活の希望をもって、草や土ではなく天を仰ぐ礼拝です。この幸いに心が震えました。

主イエスは、十字架で死んで墓に葬られました。「十字架につける」と叫んだ民衆の願いがなかったかのように見えました。しかし、古代ユダヤの葬りは、墓に入れて終わりではありませんでした。亡骸に布を巻き、洞穴など出入りのできる場所に横たえ、薬品を施して骨だけになるまで管理した

後、骨を土に埋葬するというような方法だったと考えられています。その長い葬りの過程は、残された者たちが死を受け入れ、癒やしを待つための時間でもあったでしょう。ところが、十字架から三日目の朝、墓には主の体がありませんでした。葬りの対象をなくした婦人たちは途方に暮れました。しかし、婦人たちは天使のことばに助けられ、主が復活を予告したことばを思い出しました。それで、墓から帰ってこの出来事を使徒たちに伝えました。この知らせに立ち上がらされたペトロは、亜麻布しかない墓を見て、驚きながら家に帰りました。

現実の生活の中に働かれる復活の主

「主イエスは死なれた。しかし、葬りを続けなくてもよい。」この不思議な現実の中に置かれた婦人たちとペトロは、ともに「帰る」という行動をとりました。そして、彼らが帰ったその先の生活の中で、復活の主はその姿を見せてくださいました。これは、主日礼拝を終えて社会へと帰る私たちも同じです。語られた主の死と復活を心に留め、置かれた場所に帰ります。御言葉を受けたひとりひとりが生きる現実の中にこそ、復活の主は生きて働いてくださっています。

教会の大看板を書くということは、私が生きる現実の一部となりました。「主日礼拝」と書くとき、主の死と復活を祝うことに立ち帰らされます。主の死によって葬られたものは、世の罪です。罪の葬りには時間も、薬品も必要ありませんでした。

ただ主の死という恵みにより、罪が葬られました。そして、復活の主は、あなたが生きる現実の中に生きて働いてくださっています。この恵みが日々見つかりますように、心からお祈りしています。

第76回関東教区総会のご案内

教区副議長 田中かおる

第76回関東教区総会は、2026年5月27日(水)～28日(木)に、昨年に引き続き「ソニックシティ小ホール」(大宮駅西口)を会場に開催いたします。ソニックシティの利点は、第一に聖餐式執行が可能なことです。年に一度、教区総会の場で共に主の聖餐に与ることができるのは、「キリストにあってひとつ」を体現できる大切な時です。主の聖餐に共に与ることのできる恵みに感謝します。

今回は、1日目の昼食は各自で外食、2日目の昼食はソニックの仕出し弁当(会場で食べます)といたします。外食、お弁当のそれぞれの好都合・不都合がありますので、折衷という形にいたしました。また、1日目の夕食は協議会終了後(1日目は協議会が最後です)に各自でとっていただきます。会場は換気などの感染対策は十分なされており、マスク着用などの規制はありません。従いましてマスク着用は任意としますこと、ご了承ください。

総会の設営は、今回から各地区担当ではなく、5地区からの代表者で組織された「総会設営委員会」担当となります。設営委員会の皆さま、よろしくお願いいたします。また、議員の皆さまにもさまざまな形でご奉仕いただくことになるかと思えます。依頼のありました際には、どうぞ、ご協力をお願いいたします。

今年の教区総会の議案とタイムスケジュールについては、後日送付される「第76回教区総会『議案・報告書』」をご覧ください。「目次」には、今総会期で扱う議案・報告の全表題が記載されています。またタイムスケジュールは「仮執行順序(案)」をご覧ください。議員の皆さまは予め読んで総会にお臨みいただくようお願いいたします。受付は午前9時半からです。午前10時には登録を済ませ、当日お渡しする資料の袋に記載された所定の席にお座りください。遅れないようにご協力ください。

袋の中には名札が入っており、議員証として選挙・採決時に必要ですので、会場では常にお付けください。

教区総会は開会礼拝から始まります。御言葉に聞き、聖餐に与り、祈りと賛美を献げ、主にすべてを委ねて総会を開始いたします。その後、「組織

会」「議事Ⅰ」に入ります。総会のための委員や奉仕者を選任いたします。

昼食をはさんで、「来賓紹介」、「新任教師紹介、隠退教師紹介」をいたします。

続いて、議事Ⅱにはいり、「関係学校・団体報告」の後に「准允式」を執行します。これは教区総会に委ねられている「教師をたてる」大切な式です。教師の誕生を主の前に共に喜び、祝いましょう。教団の間安使挨拶は、1日目の議事Ⅲ後になります。今年は、黒田若雄書記をお迎えします。黒田書記からのご挨拶を得て質疑応答の時といたします。更にその後「教団機構改定と日本基督教団出版局」についての協議会を開きます。教団の現状についての理解を深める時となりますように。

以下に第76回教区総会における重要議案を挙げます。

- ①選挙：教団総会議員選挙を行います。関東教区から教師14名、信徒14名を選出いたします。
- ②「教区活動方針」：今年度の関東教区宣教活動の柱となる議案です。伝道が推進されることを願っての方針です。活発なご意見、議論と共に採決へと導かれますことを願っております。
- ③女性担任教師の推薦枠に関する件は：昨年度の要望に基づき、宣教研究委員会の調査・提案をもとに常置委員会で協議し決定した「案」をご報告します。
- ④向山荘跡地売却に関する件：すでに決定している売却の進捗状況を提示いたします。
- ⑤「ナルドの壺献金」および教会互助に関する件：今総会期も1200万円の献金目標額を提案いたします。互助による教区協力伝道によって、諸教会・伝道所の伝道が推進されることを願っております。お祈りと共にご協力をお願いいたします。

尚、2日目午後には、逝去教師と信徒の追悼祈禱が献げられます。共に祈りを献げましょう。

この他、予算・決算等、法定議案も一つ一つが大切です。限られた時間で多くの議案審議を行います。円滑で内容豊かな協議となりますように、ご協力をお願いいたします。

主の御導きを祈って…

第76回関東教区総会開催のお知らせ

〈公 告〉

第76回関東教区総会を教団規則第65条および教区規則第15条、17条に従って、下記の通り開催いたしますので、議員の皆様は登録の上、ご出席をお願いいたします。

日 時：2026年5月27日(水)10時－28日(木)16時

会 場：さいたま市・ソニックシティ小ホール

(〒331-0852 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 TEL 048-647-4111 Fax 647-4159)

宿 泊：パレスホテル大宮

(〒331-0852 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 TEL 048-647-3300)

スーパーホテルさいたま大宮駅西口

(〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-12-6 TEL 048-645-9000)

[主な議題]

- (1) 仮執行順序承認の件
 - (2) 按手礼・准允式執行に関する件
 - (3) 教区議長報告
 - (4) 教団総会議員選挙に関する件
 - (5) 2026年度関東教区活動方針に関する件
 - (6) 秋季按手礼執行の件
 - (7) 「ナルドの壺献金」推進の件
 - (8) 「会堂・牧師館建築緊急貸出基金」献金推進の件
 - (9) 教育費互助奨学金献金推進の件
 - (10) 「2026年度教団部落解放センター活動献金」推進の件
 - (11) 2026年度宣教部活動計画に関する件
 - (12) 2026年度教師部活動計画に関する件
 - (13) 2025年度一般会計決算承認の件
 - (14) 2026年度教区歳入歳出予算案承認の件
 - (15) 教会記録審査を、各地区委員会に委託する件
 - (16) 向山荘跡地売却に関する件 (仮)
 - (17) 第76回教区総会議事録承認の件
 - (18) 次期第77回教区総会開催に関する件
- その他

* 議案・建議・請願を考慮しておられる方へ。議案は総会開会40日前まで(4月17日)に議員10名以上の同意を得て、また、建議・請願は総会開会21日前までに議員5名以上の同意を得て、総会議長宛で教区事務所へご提出ください。経費を要する議案・建議・請願は、収支予算案を必ず添付してください。議案は議員が提出でき、建議・請願は関東教区内の教師および信徒が提出することができます。

* なお、新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、開催の形式が変更になる場合があります。

2026年3月1日

日本基督教団関東教区 総会議長 熊江 秀一

地区だより

新潟地区



地区長 小池 正造

2025年秋以降の新潟地区の歩みを振り返ります。まずは、大きな事として1月下旬から2月上旬にかけて新潟県内は、例年のないほどの豪雪に見舞われました。近年の降雪の傾向として、一度に集中して雪が降り続いたために、除雪が間にあいません。災害支援委員会は、有志を募って無牧師になった栃尾教会の雪かきのお手伝いをしました。さらに非常事態として、地区雪害援助金からのお見舞いを9教会（妙高高原、新井、高田、十日町、柏崎、小出、長岡、栃尾、見附）にお送りいたしました。教区もこれに応じて災害援助金よりお見舞いをいただきました。豪雪地にある教会を覚えてくださり、お見舞いくださったことを感謝いたします。

教育部が、雪遊びのプログラムを計画したのですが、大雪のため中止となりました。

2. 11集会を島しづ子師（うふざと伝道所）をお招きし、「美しい島々をおおう暗雲 ～辺野古新基地建設現場から～」と題して、スライドを交えて現場からの報告を受けました。

3月8日に長岡教会を会場に地区総会が開かれ、各部委員会の報告が承認されました。また26年度の活動方針、予算が可決されました。今年度も引き続き、補教師が主任担任教師を務める教会への聖礼典執行のための交通費補助を可決しました。

人事では、今年度をもって、野澤幸宏教師（栃尾・巻祝福）、宗像宗二教師（五泉）、山崎ハコネ教師（敬和大学）が異動されます。

群馬地区



地区長 川上 循

群馬地区は百年以上の歴史を数える教会が多く（15/20、うち9は130年以上）、旧教派の伝統を保ちながら長い間“1教会・1牧師”の体制が続いてきました。牧師交代の際にも、その関係の中で人事が実現してきました。しかしここ数年、牧師不足と教会の財政逼迫の状況から、牧師を招聘できない教会が増えています。今後もこの傾向はさらに進むと思われます（どこの地区でも同様でしょう）。

2025年度は3つの教会が“無牧師教会”でした。そのうち1教会は、2026年度より単独での牧師招聘が実現しましたが、残りの2教会は無牧師のままです。それに加えて、2026年度からは、さらに2つの教会が無牧師となっています（全部で4つ）。この課題と向き合うために、群馬地区は2025年の地区総会決議に基づき、無牧師教会の礼拝説教応援を代務者への丸投げとせず、地区教師会でローテーションを組んで説教応援を行なう取り組みを始めました。しかし無牧師の教会が増加傾向にある中で、この取り組みにも自ずと限界があります。

また、2024年度に引き続き地区教会協議会を開催し、2025年度は兼牧の形で教会活動を続けておられる新潟地区・三条教会の信徒と代務牧師を招いて、兼牧の実際についてお話をうかがいました。

これまでは無牧師の期間、代務者を立て何とか凌げば次の牧師が来る…ということが繰り返されてきました。しかしこれからは兼牧や共同牧会、さらには教会の合同・合併なども視野に入れる必要があると話合っています。でも、なかなか発想の“ブレークスルー”が出来ないのが現状です。

他には、長く自主活動を続けてきた地区壮年部が、後継者不足と参加者の減少により単独での活動継続が困難になってきており、2026年度はプロジェクトチームを作って地区の新たな信徒交流の在り方について検討することになりました。

栃木地区

地区委員長 今野 善郎

3月22日に栃木地区総会が開催されました（議員数29名）。冒頭、教区からの問安使である武田真治常置委員より、関東教区の歩みや詐欺被害について丁寧な報告がなされました。出席した信徒からは、「日頃は遠い教区の働きがよく分かり、教区をととても近くに感じる事ができた」との感想が寄せられました。

2025年度、栃木地区委員会は、特に以下3点に取り組みました。

(1) 教区より交付される「教団伝道資金」(250,000円)の内、教会・伝道所に配分していた200,000円を、「申請制」から「支給制」に変更した。従来の「申請制」では物品購入や事業計画に基づいた申請が必要であったが、申請書作成の負担を軽減し、経済的に困難な教会・伝道所に幅広く活用していただくためである。

(2) 地区「互助会計」の活用を促し、専任教師不在の教会・伝道所が、礼拝を継続できるよう、来援教師への謝礼や交通費として、年100,000円を限度額として申請可能にした。この「互助会計」は、各教会・伝道所の献金で運用されており、本支援額を増額することで、専任教師不在の教会・伝道所を地区として支援することが期待されている。なお、2026年度に専任教師が不在となり、来援教師によって礼拝を守るのは、矢板教会と佐野教会である。

(3) 益子教会の駐車場購入のため、「益子伝道を推進する会」に対し、栃木地区の目標額として

2025年度100万円、2026年度100万円の計200万円を献金することとした。その結果、地区内献金額は1,119,511円(2025年3月～2026年2月)となり、目標額を超えたことが報告された。2027年3月に予定される駐車場購入に向け、確実な歩みを進めることができた。

総会の最後に、27年間にわたり地区の交わりがあり、特に新型コロナウイルス感染症の混乱の中、4年間にわたって地区委員長として地区を支え導いてくださった高崎正芳教師(鹿沼教会)が、今年度をもって離任されることが報告されました。一同、高崎教師のお働きに心からの感謝の祈りを献げました。

茨城地区

地区長 上原 秀樹

3月8日午後2時～3時30分 TCC(つくばクリスチャンセンター)会館において2026年茨城地区総会が行われました。教区問安使として熊江秀一関東教区議長、宣教部から飯塚拓也委員長がお越しくださいました。また、茨城YMCA総主事の伊藤信彦師(石岡教会協力牧師)に陪席していただきました。



▲TCC会館で開かれた茨城地区総会

昨年度の総会において茨城地区に来られ初めて地区委員になられた先生方がおられます。そのような意味では、新しい風のもこの一年、地区委員会を行い、地区としても歩むことができました。前年度の総会にて可決されました「教職健康診断支援金」において4名の教職が人間ドックを受けました。茨城地区では、昨年7月13日（日）にはじめて「部落解放祈りの日」集会を行いました。講師に和田献一さん（氏家教会）をお招きし、とても良い学びの時を持つことができました。また、2・11集会では「牛久入管収容問題」を考える会代表の田中喜美子さんを講師に迎えました。茨城県内での人権を尊重する活動を知ることができました。9月に行われた「地区大会」では、臂奈津恵先生（渋川教会）をお招きし、『「地域に仕える教会」—子ども食堂を通じて—』とのタイトルで講演をしていただきました。6月には神の愛キリスト伝道所で地区祈祷会が行われたなどの報告がなされました。新しい年度も神の導きによる風のもとで地区の活動を行い、地区の交わりを持つことができればと思います。

取手伝道所の小林祥人牧師が異動されます。先生の新しい歩みの上に主の祝福がありますようお祈り申し上げます。

埼玉地区

地区委員長 栗原 清

埼玉地区においては、この一年も多くのお恵みをいただきました。振り返り、かいつまんで報告します。

11月29日（土）の教区按手礼にて、春日部教会の平澤巴恵先生が受按されました。多くの方々が集い、共に祈って、祝福に満ちた按手礼でした。

伝道の秋には、各教会での伝道集會が行われる一方で、伝道委員会と壮年部との合同企画「伝道について語る会」が行われ、12教会伝道所より22

名が集いました。

年が明け、新年合同礼拝が1月12日（月）に行われました。今回は、もより区ごとに開催され、1区は埼玉新生教会を会場に、22教会・伝道所より91名（うち子ども6名）が出席。2区は埼玉和光教会を会場に、17教会・伝道所は90名（うち子ども6名）が出席。3区は行田教会を会場に、9教会・伝道所より57名（うち子ども4名）が出席し、総合計48教会・伝道所より238名が共に礼拝に与りました。礼拝では、成人のお祝いのお祈りと、この1年間に受洗した兄弟の名前を挙げて共にお祈りました。新年合同礼拝にはコロナ禍前と同じ出席者数が与えられ、埼玉地区が活気を取り戻したように感じました。



▲もより2区の新年合同礼拝 於埼玉和光教会

2月には、信教の自由と平和を求める2・11集会が行われました。大宮教会を会場に、石浜みかる氏（作家、ブレスレン神戸集会出身）より、「信仰の先輩たちの戦争期の生き方から学ぶ～激動の節目節目に」と題して講演を受けました。28教会・伝道所より67名が参加し、共に戦争と平和を考えました。

他にも、青年部、婦人部、各委員会など、それぞれが生き生きと活動しています。委員の人手不足といった声もありますが、「再起動！埼玉地区！」という力を感じた一年間でした。来年度に期待大です！

第75回総会期 第5回常置委員会

教区書記 小池 正造

第5回常置委員会を4月14日に大宮教会で、常任常置委員会を2月24日、4月7日にリモートで行いました。

- ・ 准允志願者の高橋海帆子氏（土浦教会担任教師就任予定）の面接を行い、5月27日教区総会において准允式を行うことを可決しました。
- ・ 新潟豪雪へのお見舞いを9教会（十日町、小出、新井、高田、妙高高原、見附、栃尾、長岡、柏崎）に、災害援助金より行うことを可決しました。
- ・ 伝道資金の残金処理について、新潟雪害支援に充てることを可決しました。
- ・ 常任常置委員会で、服部教団会計幹事より教区詐欺被害の会計処理方法を伺い共有いたしました。特別会計・教区運用金が被害を受けたことを確認し、2025年度に1,000万円の損失金を計上し確定をする。2026年度に献げられた献金等による処理を行う。この方針に従って、会計処理をする可決しました。
- ・ 詐欺被害を覚えて、多くの方々から多額の献金をいただきました。心より感謝します。
- ・ 向山荘跡地売却について、教団より紹介を受けた福井地所（横浜）に、土地評価額の調査依頼をし、その後福井地所を教区三役で訪ね、詳細を聞きました。引き続き、売却先を探してもらうための媒介契約を結ぶことを常置委員会で可決しました。ただし、向山荘跡地は、教団特別財産となっているため、契約は教団が結ぶことになります。
- ・ 2025年度のナルドの壺献金は、11,398,749円が献げられました。感謝します。
- ・ 1教会より負担金が未納となりました。
- ・ 第75回関東教区総会記録を確定し、承認しました。
- ・ 第76回教区総会議長報告について意見交換をしました。詐欺被害について、経過と今後の対処を記載すること、担任教師の推薦正議員について、推薦正議員枠を5枠に拡大し、互選ではなく教区内への着任が古い順に推薦をすること（任期は1期2年）、向山荘跡地の売却の方針が進んでいることなどの記載を確認し、可決しました。
- ・ 2026年度活動方針を確認し、可決しました。
- ・ 2026年度教区教会互助について、協議をしました。物価高を覚えて基準額を19万円から20万円に上げることを可決し、26年度から適応することも可決しました。また、無牧師教会が増加していることを受けて、無牧師教会への礼拝支援が行えるように26年度中検討をし、実施することを確認し、そのための経費として緊急互助費を増額し、300万円にすることを可決しました。またこの枠で、年度途中で謝儀互助が必要となったケースについて対応することも併せて確認をしました。繰越金の一部を、ナルドの壺基金へ積み立てることを可決しました。
- ・ 教区総会において、教団問安使、来賓を確認しました。今総会には、黒田若雄教団書記が教団問安使として出席します。教団問安使挨拶を受けた後に、引き続き、「教団機構改定と日本基督教団出版局」を主題として、協議会を持ちます。今総会は、1日目終了を19時とし、夕食後の議事は行いません。また、お弁当は2日目昼のみ、申し込みをされた方へ準備をいたします。印刷コストについて意見交換をしました。教区総会における各奉仕者、特別委員の選出を行い、可決しました。
- ・ 教区事務所事務員として、柳田かおりさんが4月1日より勤務することになりました。
- ・ 各種申請に関する件（敬称略）
 - (1) 教会担任教師異動
 - 東大宮教会 辞 久保島理恵（主・正）
就 上田真由美（主・正）
 - 前橋中部教会 辞 堀江 知己（主・正）
就 西谷 祐司（代主・正）
 - 太田八幡教会 辞 堀江 知己（代主・正）
就 鶴崎 寿（代主・正）
 - 小川教会 辞 末 永廣（主・正）
就 武井アイ子（代主・正）
 - (2) 23条申請
 - 新潟信濃町教会 土地取得
 - (3) 宗教法人 教会規則変更
 - 桐生東部教会 所在地変更

新年度が、イースターの恵みの中で始まりました。各教会・伝道所では、教会総会を前に諸準備にご多忙な日々と存じます。教区も同様に新年度の事務や総会事務などに追われています。元気にこの時期を乗り越えていけますようにお祈りいたします。

◎提出書類のお願い

年度初めの時、提出すべき書類がたくさんあります。それぞれの提出期限を守ってお送りください。

◎教区総会が間近になってきました

教区総会費用のご納入は、事前にお納めくださいますようお願い致します。

◎教団年金掛金互助の申請について

教会財政が困難なために、教団年金に加入できない教会・教師への支援として「教団年金掛金互助」がナルド献金で準備されています。互助は1等級の掛金に対するものです。希望される教師、教会・伝道所は、必要書類を整えて、地区決済後5月末までに教区事務所へお送りください。

◎事務所に新事務員が入られました

4月1日より、新しく事務員として、柳田かおりさんが入られました。週2回（火・金曜日）出勤しています。一日も早くスムーズな事務引継ぎができますように頑張っています。どうぞお祈りください。

◎2026年度教区一覧の発行について

ご提出いただいた年度報告書により、教区一覧の作成準備にかかっています。

発行は7、8月頃になる予定です。

美しい桜の花をじっくり見ないうちに、盛りも過ぎてしまったようで、新年度の慌ただしい毎日を過ごしています。

◎「子ども・子育て支援金」徴収が、4月分より始まりました

「子ども・子育て拠出金」と名称が似ているため、どうして2重に徴収されるのかとの疑問のお問い合わせが数件ありました。名称は似ていますが、扱う省庁が違い、また、用途も違います。「子ども・子育て拠出金」は、厚生年金保険料に加入している方が該当し、主なる用途は児童手当です。「子ども・子育て支援金」は全世代で少子化対策に取り組むことになり、子供の未来のために、児童手当の拡充や希望すれば誰でも通園ができる制度等に用いられるようです。社会保険の加入者は、0.23%を負担します。

なお、項目が自動払込の希望確認書にありませんでしたので、わからない方もおられるようですので、4月分は5月分の引き落とし時に2か月分お預かりいたします。ご了承ください。

◎社会保険料の変更について

年度の切り替わり時に、謝儀月額の変更がある方もおられるかもしれませんが、4.5.6月分は、従前と保険料は変わりません。7月に算定基礎届をいたしますが、2等級以上の変化のあった方は7月分から、1等級の変化の方は9月分より、保険料が変わります。変更のある方には事務所より通知をさし上げます。

◎自動払込希望確認について

4/21現在、未提出の教会は4月分の引落ができませんでした。自教会からのご送金をお願いいたします。なお、5月より引き落としを希望される場合は、必ず希望科目確認書をご提出ください。

編 / 集 / 後 / 記

新年度に入りました。2026年度より、お仕事、勤務地、学校あるいは教会が変わって、新たな生活をスタートされる皆様に、復活の主の祝福が豊かに注がれますように。

教職、から信徒まで、関東教区内の皆様の、いつもご協力に感謝致します。今後も教区通信が主の宣教を担う皆さま方の励ましの一助となりましたら幸いです。 (K.I)